

令和7年11月10日版 飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託 公募型プロポーザル 公募資料 新旧対応表

修正箇所	修正前	修正後	修正日
1 プロポーザル実施要領 【別紙1】物価等の変動に関する委託料の費用増減	(なし)	<p>1.4 処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整</p> <p>要求水準書第4章に定める範囲において、流入下水の水量並びに水質による変動は、委託料の額に影響しないものとする。</p> <p>流入下水の水量並びに水質による変動が、次の各号に該当するときは、委託料の額を変更するものとする。</p> <p>(1) 前項に定める範囲を超えたとき、かつ第69条第2項に定める条件を満たさないとき。</p> <p>(2) 前号のほか、別に委託料の額の調整に係る条件を定めたとき</p> <p>施設の運転状況や要求水準の変更、設備等の更新などにより、調達物の使用量が契約締結時の計画に対し調達した実量が著しく変動しているときは、委託料の額を変更するものとする。</p> <p>委託料の額の変更の方法、その他については要求水準書に定めるものとする。</p>	令和7年11月10日
	以下余白		